

生活困窮家庭の子どもも支援と協同組合の課題

The Cooperative Social-Support for Children
in Low-income Households

橋 本 吉 広

Yoshihiro HASHIMOTO

1. 「子どもの貧困」を見る社会的な視点

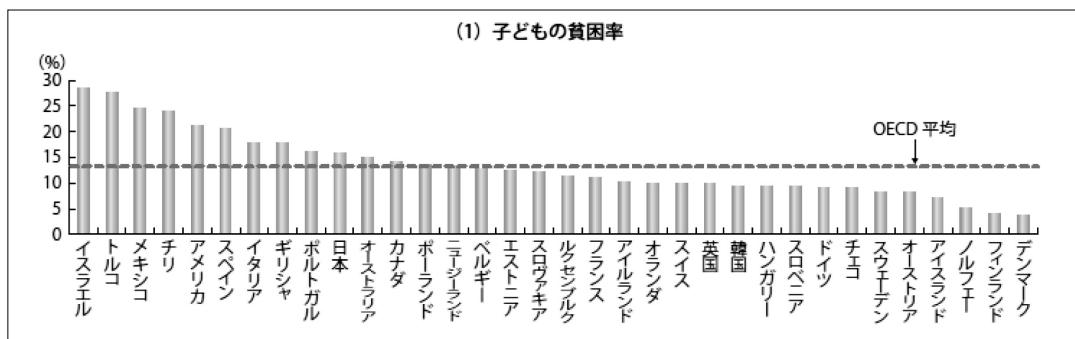
社会の格差化がグローバルに進展し、この流れは日本も巻き込んで「社会の底が抜けた」と表現される様相を呈している。戦後50年（1990年中盤まで）を掛けて作りだされた相対的に安定した「日本社会」は、いま総崩れの只中にある。

厚生労働省「国民生活基礎調査」（2012年）によれば、現在の日本における相対的貧困率^{*1}は、全世帯の16.1%（6.2世帯に1世帯）であり、65歳以上の世帯主世帯では27.8%（3.6世帯に1世帯）、ひとり親世帯（18歳未満の子どもと大人からなる世帯）では13.7%

（7.3世帯に1世帯）になっている。

また、OECD「子どもの貧困率調査報告」（2016年4月公表）では、日本の子どもの貧困率が16.3%（6.1人に1人）を占め、OECD加盟34ヵ国中、10位に位置して（図1）OECD平均を上回っており、子どもがいる現役世帯のうち「大人が一人の世帯」の相対的貧困率は、OECD加盟国中最も高い。このような「子どもの貧困」は、子どもが所属する世帯の貧困の一侧面であると共に、子ども期に抱える貧困に伴って生まれる経済的・社会的・教育的疎外は彼／彼女らの将来に投影されるであろうし、また保護者たちの将来（貧

図1 相対的貧困率の国際比較



出所：内閣府『平成26年版 子ども・若者白書』第1部第3章成育環境 第3節「子どもの貧困」

*1 相対的貧困率とは、世帯の等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人数の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を貧困線とし、その貧困線以下の可処分所得の世帯の割合を示す。

困からの脱出)にも影響を及ぼし、生活困窮世帯の子どもの貧困は、次の「貧困の連鎖」にも繋がるといえる。

貧困と協同組合の関係については、産業組合制度が制定(1900(明治33)年)された背景と共に、昭和恐慌に際し政府が打ち出した農村経済更正運動に呼応し、産業組合中央会が打ち出した「産組拡充五ヶ年計画」(1932(昭和7)年)に沿い、零細小作農の組合加入が促進され、農村の疲弊に対処するなど産業組合が担った大きな役割があった^{*2}。さらに賀川豊彦による1921(大正10)年の都市貧困地帯における神戸購買組合設立の経緯^{*3}にも明らかなように、協同組合の誕生の歴史は貧困からの自立的解放の道であった。

しかし、敗戦後の平和経済による経済発展は、「貧困」問題を協同組合の関心事から遠ざけてきた。民医連に加盟する少なくない医療生協では無料低額診療などを通じて貧困に向かってきたが、市民(消費)生協は、階層的には“中流の上・中層”的市民による組織とされ、組合員のなかの「貧困」問題にはあまり目が向けられなかった。社会の格差化の浸透は、富の集中の対極に「中流」の解体に伴う貧困の拡大・集積を促進し、その波がひたひたと組合員にも打ち寄せている現在にもかかわらず、消費生協においては、いまだ「貧困」自体が課題として組合員に十分意識される状況ないように思われる。

そうしたなか、一部とはいえ2015年度には

^{*2} 鈴木文憲編著『地域づくりと協同組合』(青木書店、1990年)第一章昭和恐慌と農村協同組合運動(中嶋信)

^{*3} 賀川豊彦著『友愛の政治経済学』(日本生活協同組合連合会、2009年)

^{*4} 消費者信用生活協同組合、グリーンコープふくおか、グリーンコープくまもと、グリーンコープおおいた、グリーンコープながさき、グリーンコープやまぐち、みやぎ生協、生活クラブ生協・千葉により6,515件の生活相談、917件の少額生活資金の貸付実績(日本生協連『生協の社会的取り組み報告書2016年版』より)

生協グリーンコープなど8つの消費生協^{*4}において、生活困窮者に対する少額生活費の貸付をはじめ、家計再建を含む生活支援が事業として始まり(2007年生協法改正に伴う共済事業の一環としての生活貸付の事業化)^{*5}、さらに生活困窮者自立支援法(2015年4月施行)に基づく自立相談・家計相談・就労準備などの支援に取り組む生協も生まれ(生活クラブ生協・しば)，フードバンクへの取り組みも生協単独または地域連携で始まっている^{*6}。また日本労働者協同組合連合会のもと各地のワーカーズコープや、神奈川県をはじめとするワーカーズコレクティブでは失業・無業者、若者の就労支援を通じ「貧困」への取り組みに力を入れ始めている。

そこで本稿では、国や自治体の取り組み状況と合わせ、近年、各地で始まっている「子どもの貧困」への協同組合としての取り組み、とくに生活困窮家庭の子どもの学習支援を取り上げ、そこにおける協同組合固有の課題を探り、社会的な貧困の拡大のなかで協同組合が果たすべき役割について考察する。

2. 子ども・子育て支援等の子どもの福祉を支える制度の動向

子どもの相対的貧困率の上昇傾向が確認されたのは1990年代半ば頃(図2)からとされるが^{*7}、「子どもの貧困」が社会的な問題として、本格的に提起されたのは、阿部彩著

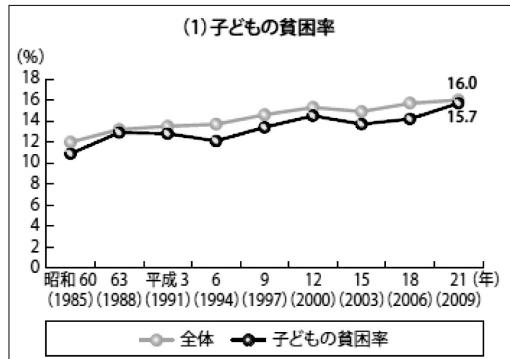
^{*5} 2007年の生協法改正において、少額生活資金の貸付事業が共済事業の一環として位置付けられたが、日本生協連は2015年度生活相談・貸付事業の普及や生活困窮者自立支援制度との関わりなどを研究する「生活相談・貸付事業普及研究会」を設置し、2016年3月には研究成果に基づくシンポジウムを開催している。

^{*6} 2012年に「コープフードバンクみやぎ」が設立され、これが2014年にはコープ東北事業連合に移管され、みやぎ、山形、岩手、福島4県で活動し、また2016年4月には埼玉県労働者福祉協議会を中心に「フードバンク埼玉運営協議会」が設立され、埼玉県生協連、コープみらい、パルシステム埼玉、生活クラブ生協・埼玉、ワーカーズコープなどが参加している。

生活困窮家庭の子ども支援と協同組合の課題（橋本 吉広）

『子どもの貧困』（2008年）や白書編集委員会『子どもの貧困白書』（2009年）などを契機とし、社会的な関心は急速な広がりを見せ、「2008年は、日本の社会政策学者の間で『子どもの貧困元年』ともいわれる年」（阿部彩著『子どもの貧困Ⅱ』（2014年）とされる。

図2 相対的貧困率

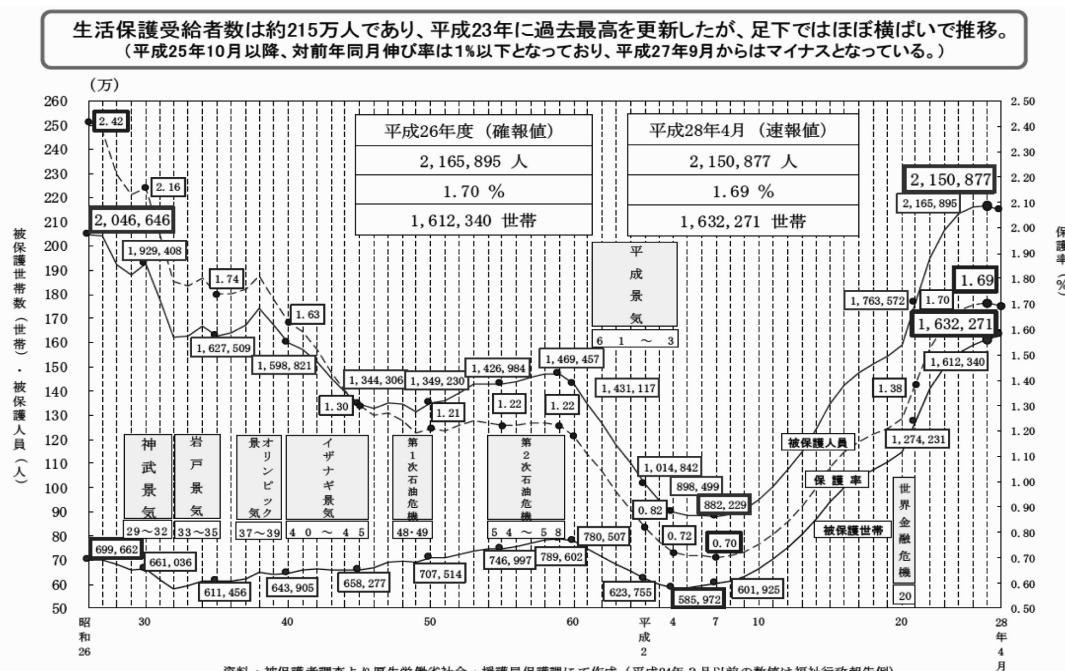


出所：厚生労働省平成22年版「国民生活基礎調査」

もちろん、「子どもの貧困」は、大人の貧困と同様、現代社会に特有な現象ではなく、それぞれの時代に存在してきた（図3）。

子どもの学習に関わっても、1950年代の無着成恭の『山びこ学校』は、まだ「みんなが貧しい」時代における、生活綴方を通した農村の子どもたちの暮らしの実相を見つめ直す運動であり、そこでは貧しい中で共に助け合うことができた当時の暮らしが描き出されていた。1960年代の労働運動家、須長茂夫の『どぶ川学級』は高度成長期の光に対する影の部分で生まれた貧しい労働者家庭の子どもたちの取り組みであった。下層労働者も幸運に恵まれれば一部にしても下層から這い上がるチャンスがある時代ではあった。さらに70年代半ばの斎藤茂男による一連のルポルタージュは、1973年の第一次オイルショックを受け低成長時代に突入した時期の都市下層労働

図3 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



*7 内閣府『平成26年版 子ども・若者白書』第1部第3章成育環境 第3節「子どもの貧困」

者の家庭での「貧困の連鎖」に警鐘を鳴らすもので、今日の「貧困の連鎖」を先取る問題提起であった。^{*8}

こうした各時代の「子どもの貧困」とこれらとの格闘の歩みに対し、現代の「貧困」の特徴は生活保護受給に関して見ても、敗戦後の混乱納まらぬ1950年の生活保護受給世帯(699,662世帯)・受給者(2,046,646人)を上回り、2016年4月(速報値)の受給世帯(1,632,271世帯)、受給者数(2,150,877人)という貧困層拡大の只中にあり、その抜本的な改善が見通せないままに、200万人超の生活保護受給者時代に入っており、生活保護受給世帯以下の生活実態にある貧困層にも裾野を広げながら、「貧困」化リスクを構造的に拡散させていることに注意を向ける必要がある。

こうした今日の事態に対し、さすがに国も、2013年には子どもの貧困対策の推進に関する法律を制定し(2014年1月施行)、2014年4月発足の「子ども貧困対策会議」での検討を踏まえ「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し(2014年8月29日閣議決定)、従来の生活保護給付(教育扶助)、準保護世帯等への就学援助、ひとり親家庭の学習支援などに加え、生活困窮者自立支援法にもとづく支援など、子どもの貧困対策の総合的推進を掲げ、地方自治体の取り組みを促すに至っている^{*9}。

以下、本章では、生活困窮世帯の支援に関し、「子どもの貧困」に焦点をあてながら、その制度・政策の現状とこれへの協同組合の全国的な取り組みを概観する。

^{*8} 無着成恭『山びこ学校—山形県山元村中学校生徒の生活記録』(青銅社、1951年)、増補改定版(百合出版、1987年)、佐野真一著『遠い「山びこ」』(文藝春秋、1992年)、須長茂夫『どぶ川学級』(労働旬報社、1969年)、『続 どぶ川学級～ボクたちここで跳んだ』(労働旬報社、1973年)、齊藤茂男『父よ 母よ』(太郎次郎社、1979年)、『聖家族 おおハッピーライフ！』(晩晴社、1976年)、『ルルボルタージュ教育ってなんだ』(編著、太郎次郎社、1976年)

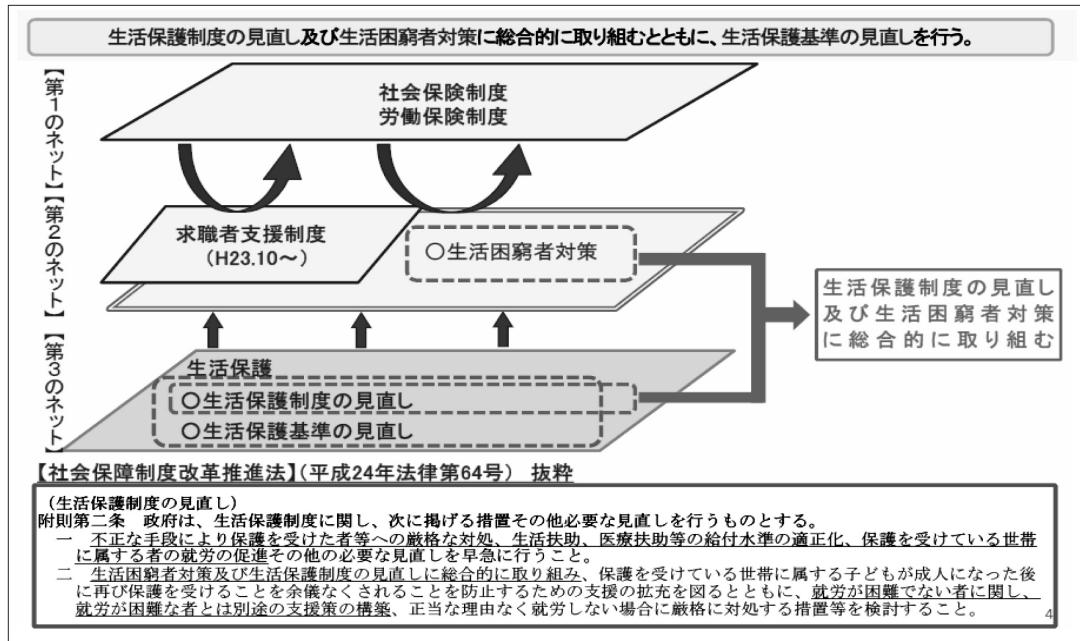
2008年12月31日から翌2009年1月5日まで、湯浅誠を村長として開設された「年越し派遣村」は、自立生活サポートセンター・もやい、全国コミュニティ・ユニオン連合会などが中心となって組織された実行委員会が東京都千代田区の日比谷公園に開設したある種の簡易宿泊所であり、収容しきれないほどの人々の集結に、厚労省もその講堂の開放を余儀なくされるという一大デモンストレーションとなつた。

こうした社会運動の盛り上がりに呼応し、2009年8月30日に第45回衆議院議員総選挙が実施されて、民主党が総議席の3分の2に迫る208議席を獲得して圧勝し、鳩山由紀夫を首相とする民主党・社会民主党・国民新党の連合政府が発足した。しかし、内閣発足当初、70%を超えていた支持率も、鳩山自身や小沢一郎の金銭問題・普天間基地移設問題を巡る混乱もあり支持率は急降下し、2010年6月2日の鳩山首相の退陣表明を受け、菅直人が内閣総理大臣に指名され、6月8日に首相に就任した。しかし、その菅首相も、2011年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、翌12日には地震と津波に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故が発生し、首相の地震・原発災害への対応が不十分であるとして、与野党からの批判を浴びて退陣し、野田佳彦後継内閣が9月2日発足する。

自公連合政権から民主党・社会民主党・国民新党連合政権への政権移管を通し、「新しい公共」など社会民主主義的な政策が採用され、小泉純一郎政権(2001年4月26日発足)による新自由主義的な「骨太の改革」による社会保障費の大幅削減に対し、民主党等連合政権は介護従事者処遇改善法(2008年)、求

^{*9} 政府は、2016年7月に子供の貧困対策に関する有識者会議を開催し、2019年度の大綱見直しに着手している。

図4 生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像



出所：厚生労働省生活困窮者自立促進支援モデル事業担当者連絡会議資料（平成25年8月2日）

職者支援法（2011年）、障害者自立支援法から障害者総合支援法への改正（2012年）と、制約を持ちつつも一定の社会保障制度の巻き返しを図った^{*10}。しかし民主党等連合政権のマニフェストにもとづく公約が次々と破綻し、2012年12月16日の第46回衆議院議員総選挙では自民党が圧勝し、自民党が政権与党に復帰。同年12月26日、安倍晋三が第96代内閣総理大臣に選出され、第2次安倍内閣が発足した。この政権交代に先立ち野田政権のもとで民・自・公三党合意が成立し、今日につながる「社会保障と税の一体改革」が前後二つの政権に亘っての共通政策として確認された。この社会保障と税の一体改革は、社会保障制度改革推進法（2012年）とこれにもとづく社会保障制度改革国民会議、そして2013年に持続可能な社会保障制度の確立を図るために改

革の推進に関する法律（通称、社会保障改革プログラム法）を経て、医療・介護・年金・子育て分野など社会保障政策を均衡財政の実現に従属させる政策が推進され、生活保護制度の改革とも連動し、生活困窮者自立支援法（2014年）が成立した。先に取り上げた子どもの貧困対策の推進に関する法律（2013年）もそうした貧困対策の一環といえる（図4）。

これらの生活困窮者支援のもとで、「子どもの貧困」に関わる政策内容としては、次のような展開が図られた。

第一は、生活保護法第一条にもとづく「自立支援プログラムの基本指針について」（平成17年3月31日社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知）において、「個別支援プログラム」として、就労支援と並んで社会生活自立の支援及び日常生活自立の支援が掲げられ、このプログラムに生活保護受給世帯の子どもに対する学習支援プログラムも包摂

*¹⁰ 山井和則著『政治はどこまで社会保障を変えられるのか』（ミネルヴァ書房、2014年）参照

された（生活保護法の保護給付者・給付内容の動向については「追補」参照）。

第二は、生活困窮者自立支援法にもとづく生活困窮者の子どもの学習支援事業その他の自立支援促進事業として実施される（2015年4月1日施行）。但し、この法律では自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給は自治体の「必須事業」と位置付けられ、国庫負担も3／4であるのに対し、生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業は、「家計相談支援事業等」と同様に、自治体の「任意事業」とされ、国庫負担も1／2と自治体の財政負担が大きくなつたため、制度スタート時点では取り組む自治体は少数であった。

第三が、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（2013年3月1日施行）による、ひとり親家庭の親の就業の支援が図られ、また社会保障審議会児童部会のひとり親家庭への支援施策のあり方に関する専門委員会（2013年5月発足）による「ひとり親家庭への支援施策のあり方について」が取りまとめられ（2015年7月29日），それに沿った「母子及び寡婦福祉法等の一部改正」が行われて、母子家庭等への支援措置の積極的・計画的な実施、関係機関の連携等に係る規定の整備など、母子家庭等への支援体制の充実も図られ、新たに福祉資金貸付制度の創設などが行われた（2016年10月1日施行）。

こうして、生活保護法の一部改正、生活困窮者自立支援法の制定、母子及び寡婦福祉法等の一部改正、児童扶養手当制度の見直しながら、「子どもの貧困」に関わる福祉政策として補強・拡充された。

このような「子どもの貧困」の解消に向けた政策展開が図られるなか、各地の協同組合では、次のような子どもを主体とした活動が

生まれ、広がっていった。

医療福祉生協連合会によると、2015年度実績で学習支援（無料学習塾等）に取り組む生協28、食事会（子ども食堂など）に取り組む生協16、子育てサークル（子どもと親の参加）に取り組む生協14と紹介されている。また厚労省社会援護局内学習会（2016年7月13日）に招かれて行った日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会による「生活窮者自立支援事業の現状について」の報告では、全国で24ヶ所の学習支援の受託運営があり、また孤立と孤食をなくす地域支援としての「子ども食堂」（場づくり）は全国で30数カ所を数え増加を続けている^{*11}。

<追補>生活保護給付における近年の動向

ここで生活保護給付の世帯類型別被保護世帯数の動向を概観すると、以下のような特徴が確認できる。

長寿化及び団塊の世代が高齢期に入っていることから高齢者世帯の総数が増え、そのことも反映し、高齢者世帯の生活保護受給者が増加傾向にある。ひとり親世帯に対する生活保護制度以外の支援制度が拡充してきた母子世帯の受給者はいくぶん低下傾向にある。高齢者に次いで増加が大きいのは「その他の世帯」で、これは若者の無業者化や非正規・ブラック企業就労などにより生活保護受給者の増が顕著となっていることを示している（表1）。

生活保護の給付内容では、基礎となる生活扶助・住宅扶助の受給割合は大きく変化していないが、受給人数は増加している。医療扶助の受給者が80%前後あり、健康上の理由から生活保護の給付が必要になるケースが多いことが確認できる（医療ニーズの証明は容易

^{*11}これらの事例については、本文末に一覧表を添付する。

生活困窮家庭の子ども支援と協同組合の課題（橋本 吉広）

表1 世帯類型別被保護世帯数構成比の年次推移（月平均）

	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		対前年度	
		構成割合(%)	増減数	増減率(%)								
総 数	1,410,049	-	1,498,375	-	1,558,510	-	1,591,846	-	1,612,340	-	20,494	1.3
高齢者世帯	603,540	42.9	636,469	42.6	677,577	43.7	719,625	45.4	761,179	47.5	41,554	5.8
母子世帯	108,794	7.7	113,323	7.6	114,122	7.4	111,520	7.0	108,333	6.8	△ 3,187	△ 2.9
傷病者・障害者世帯計	465,540	33.1	488,864	32.8	475,106	30.6	464,719	29.3	453,959	28.3	△ 10,760	△ 2.3
その他の世帯	227,407	16.2	253,740	17.0	284,902	18.4	288,055	18.2	280,612	17.5	△ 7,443	△ 2.6

表1 世帯類型別被保護世帯数の年次推移（月平均）

	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		対前年度	
		基準年		22年度 対指數		22年度 対指數		22年度 対指數		22年度 対指數		22年度 対指數
総 数	1,410,049	100.0	1,498,375	106.3	1,558,510	110.5	1,591,846	112.9	1,612,340	114.3		
高齢者世帯	603,540	100.0	636,469	105.5	677,577	112.3	719,625	119.2	761,179	126.1		
母子世帯	108,794	100.0	113,323	104.2	114,122	104.9	111,520	102.5	108,333	99.6		
傷病者・障害者世帯計	465,540	100.0	488,864	105.0	475,106	102.1	464,719	99.8	453,959	97.5		
その他の世帯	227,407	100.0	253,740	111.6	284,902	125.3	288,055	126.7	280,612	123.4		

資料：被保護者調査（平成23年度までは「福祉行政報告例」）

注：総数には保護停止中の世帯も含む。（各世帯類型別の世帯数は保護停止中は含まれていない。）

表2 被保護実人員・保護の種類別扶助人員及び保護率の年次推移（月平均）

	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		対前年度	
		割合(%)	割合(%)	割合(%)								
被保護実人員	1,952,063	100.0	2,067,244	100.0	2,135,708	100.0	2,161,612	100.0	2,165,895	100.0		
保護率（人口百討） ^②	1.52	100.0	1.62	100.0	1.67	100.0	1.70	100.0	1.70	100.0		
生活扶助	1,767,315	90.5	1,871,659	90.5	1,928,241	90.3	1,941,036	89.8	1,946,954	89.9		
住宅扶助	1,634,773	83.7	1,741,888	84.3	1,811,575	84.8	1,835,940	84.9	1,843,587	85.1		
医療扶助	1,553,662	79.6	1,657,093	80.2	1,716,158	80.4	1,745,615	80.8	1,763,405	81.4		
介護扶助	228,235	11.7	248,100	12.0	269,793	12.6	290,174	13.4	310,359	14.3		
教育扶助	155,450	8.0	159,372	7.7	159,038	7.4	154,014	7.1	148,462	6.9		
その他の扶助 ^④	56,040	2.9	59,718	2.9	61,602	2.9	60,870	2.8	59,357	2.7		

注：①「その他の扶助」は、「出産扶助」「生業扶助」「葬祭扶助」の合計である。

②保護率は、各年度について月平均の被保護実人員を総務省統計局発表の人口推計「各年10月1日現在推計人口（総人口）」で除して算出した。

ただし、平成22年度は「平成22年国勢調査人口等基本集計」の総人口で除した。

表2 被保護実人員・保護の種類別扶助人員及び保護率の年次推移指数（月平均）（平成22年度の扶助人員を100とした各年度の指數）

	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		対前年度	
		割合(%)	割合(%)	割合(%)								
被保護実人員	1,952,063	100.0	2,067,244	105.9	2,135,708	103.3	2,161,612	101.2	2,165,895	100.2		
生活扶助	1,767,315	100.0	1,871,659	105.9	1,928,241	103.0	1,941,036	100.7	1,946,954	100.3		
住宅扶助	1,634,773	100.0	1,741,888	106.6	1,811,575	104.0	1,835,940	101.3	1,843,587	100.4		
医療扶助	1,553,662	100.0	1,657,093	106.7	1,716,158	103.6	1,745,615	101.7	1,763,405	101.0		
介護扶助	228,235	100.0	248,100	108.7	269,793	108.7	290,174	107.6	310,359	107.0		
教育扶助	155,450	100.0	159,372	102.5	159,038	99.8	154,014	96.8	148,462	96.4		
その他の扶助 ^④	56,040	100.0	59,718	106.6	61,602	103.2	60,870	98.8	59,357	97.5		

出所：平成26年度 生活保護被保護者調査

なため扶助ケースが多くなるとの見解もある）。高齢化に伴い介護扶助の割合が高まり、教育扶助は近年減少傾向にある（表2）。学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えるなければならない」とされ、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（2013年度約15万人）、市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困

窮していると認める者（2013年度約137万人）は、生活保護の教育扶助以外にも、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、国は「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づき必要な援助を行っている（学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／P

TA会費などで国庫補助率1／2)。

3. 名古屋市「中学生の学習支援事業」を事例とした学習支援制度の現状と協同組合

1) 名古屋市の学習支援事業の概要

こうした国、自治体での「子どもの貧困」対策と共に、地域では住民参加による様々な子ども支援が展開されている。国の制度を活用した学習支援や自主的な無料塾、居場所づくりなどが各地に広がり、個々の団体からでは国に届きにくい政策提言やイシュー・レイジング、フォーラムやシンポジウムといったイベントの開催、子どもたちを取り巻く現状の調査・報告を軸に教育支援活動のさらなる推進を目的とする「全国子どもの貧困・教育支援団体協議会」が2016年5月9日設立されている(2016年9月26日現在、会員団体43、協力団体1、<http://kyoikushien.net/>)。また朝日新聞調べでは「子ども食堂」も、2016年5月末で少なくとも319ヶ所あり(2016.7.2朝刊)，さらに広がりを見せ、2015年4月には「こども食堂ネットワーク」(連絡会)が発足して、地域でこども食堂を運営している人たち(2016年9月現在54団体)が交流し、こども食堂の輪を広げる活動をすすめている(<http://kodomoshokudou-network.com/>)。

以下、名古屋市を例に子どもの学習支援の活動、居場所づくりの活動に関し名古屋市の施策と協同組合の取り組みの事例を見てみることにする。

名古屋市では2016年度に、従来の各種学習支援事業を一つに統合した「中学生の学習支援事業」が始まり、同年7月からは「ひとり親家庭(等)の居場所づくり」もスタートして子ども食堂などの支援に乗り出している。

名古屋市の「中学生の学習支援事業」は、従来の①生活保護制度にもとづく事業、②ひ

とり親家庭の支援制度に基づく事業(児童扶養手当制度を含む)に、新たに③生活困窮者自立支援制度に基づく事業が合流し、生まれた事業である。

①は、厚生労働省が策定する「自立支援プログラムの基本」に基づいて策定された「名古屋市自立支援プログラム推進事業要綱」(平成25年5月1日施行)を根拠とし、平成26年度から「ふれあい学習型(週2回)」としてモデル事業対象区を順次拡大し(平成25年度3区5ヶ所→26年度6区11ヶ所、27年度9区24ヶ所)、支援対象も平成25年、26年は中学3年生(県補助金で全額手当)であったのが、平成27年度からは中学2年、1年生も対象に加わり(国庫補助1／2)、平成28年度からは市内16区全区での実施が始まり、これは学習支援事業A型と呼ばれている。所管は名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課で、この制度の対象が中学3年生からスタートしたのは、高校受験を控え自立支援の一環として、狭義の学習支援だけでなく、自立生活支援を目的としたためと保護課は説明する。

②は、平成28年4月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「ひとり親家庭等生活向上事業の実施について」(雇児発0401第31号)に根拠をおくもので、「補習型(週1回)」としてモデル事業を順次拡大し、初年度(旧通知)の平成26年度は中学1年生を対象とし、平成27年度は中学2年生、平成28年からは中学3年生も加わり、実施区域も平成26年度は4区で出発し、平成27年度には名古屋市全16区で実施(実施会場は16区児童館)が始まった。これは学習支援事業B型と呼ばれている。所管は名古屋市子ども青少年局青少年家庭課家庭支援係。中学1年生から始めた事情は、学力を積み上げることを重視したためで、特に生活保

表3 2016年度 名古屋市「中学生の学習支援事業」実施の法人別受託事業者数（延べ数）

	市児童館	社会福祉法人	NPO法人	一般社団法人	株式会社	協同組合
A型	0	0	17	10	2	3
B型	16	1	3	7	9	0

(注) 児童館はすべてが指定管理業務であり、そこでは指定管理事業に学習支援事業が追加され、2014年度からひとり親世帯の子どもを対象とする学習支援を行ってきた実績がある、2016年度以降も継承された。児童館の指定管理者は、区社会福祉協議会単独が9ヶ所、NPO法人とのコンソーシアムが7ヶ所。また事業受託した株式会社には学習塾経営団体、一般社団法人・株式会社にはキャリアサポート事業等を行う団体を含む。

護世帯に比べ、子どもの教育にも熱心な家庭が多いひとり親家庭のニーズを反映したものと担当係は説明する。

③は、生活困窮者自立支援法制定に伴い、平成27年度から①に合流する形で事業化され、生活福祉部保護課が所管している。

「中学生の学習支援事業」は以上の3つの異なる根拠法令をもつが、2015年度に保護課・家庭支援課に教育委員会を加えた事務局による合同プロジェクトチームがつくられ、平成28年度からの一体型の学習支援事業が準備された。いずれも平成27年度までは、市役所が実務を含め直接対応してきたが、平成28年度からは全区での実施に伴う事務量拡大に対応するため、名古屋市からの委託により事業参加者(保護者)の申込調整・事業者間の連絡調整などを行う「学習支援事業コーディネート事業者」が公募され、プロポーザルによる選考結果「子どもの縁の下サポーター」という2団体からなる共同事業体^{*12}が受託した。学習支援の利用者は、居住地にかかわらず、どこの事業所に利用希望を出すことも可能であり、いずれも参加費は無料である。

各学習支援事業者・コーディネート事業者は、5年間の委託期間で行われる。当然、行政区毎に利用対象者数に差異があるため、対象者数に応じて開設される会場数も行政区によって異なるが、A型の場合は1事業者が区

内の教室を包括的に受託し、B型の場合は教室毎に複数の事業者が受託している。事業者の法人形態は社会福祉法人・特定非営利活動法人・一般社団法人・生活協同組合・株式会社と多様で、そのなかには学習塾を経営する株式会社も含まれる。

A型・B型ともに運営責任者1名を配置し、各会場12名の定員で参加が募集され、事業者による親子の面接を経て利用者が決定される。1ヶ所あたりのサポーター数は、A型では平均4人(チーフ支援員1名を含む)、B型では平均5人(コーディネーター1名を含む)で、いずれも学生サポーターが複数いることを条件としている(図5「名古屋市の学習サポート事業の展開」(作成:名古屋市)を参照)。一体的実施の初年度である2016年度は、募集定員は各12人×68ヶ所で816名を予定したが、1.5倍の応募があり、熱い期待の中で事業はスタートした(利用希望者が多いことから受託事業者毎の下期での増員を市は

*12「子どもの縁の下サポーター」は、株式会社スター・シャル教育研究所と特定非営利活動法人アスクネットを構成団体とする。1) 学習支援事業の募集申込に掛かる調整等業務、2) 学習支援事業受託者からの実績等に関する業務(受託事業者からの月次報告の取りまとめ、市への報告、児童・保護者・学習サポーターへのアンケート実施を含む)、3) 参加児童の学習計画等への相談助言等業務、4) 学習支援事業受託者同士の情報交換等の交流のための連絡会開催、5) 学習サポーター情報提供業務、6) 子どもの学習支援に関するネットワークづくりにむけた業務等を受託している。なお平成29年度開設を目指とする学習センターを希望する学生等を支援するため、「学習センターバンク」の開設も予定されている。

認めた)。

こうして始まった子どもの学習支援のなか、様々な事業実施者による学習支援の委託が行われている。名古屋市を例にするとA型（ふれあい学習型）・B型（補習型）の法人形態別受託事業者は次のようになっている（表3）。

統一してまだ一年を経ていないので、その実情を総括的に評価できる段階ではないが、A型（ふれあい学習型）とB型（補習型）という2つの学習支援事業の狙いの違いに着目し、その事業の意義を確認することは、現時点でも可能と考えられる。

つまり、先にも触れたようにA型（ふれあい学習型）は学習支援だけではなく、生活保護世帯や生活困窮世帯の中学生を対象としていることから、基本的な生活態度や学習意欲、学習面では基礎学力の取得など中学生の生活丸ごとの支援が意図されており、ある意味で「居場所」づくりの中心に学習が置かれている。これに対しB型（補習型）は、たまたまひとり親家庭で生きることになった中学生に対し受験対応を含めた学力強化に重点が置かれている。

2) 北医療生協等における学習支援の取り組み

こうした名古屋市での事業整備を受け、名古屋市北区に本部を置く北医療生協は、平成26年度のモデル事業を受託し、平成28年度からの新しい制度にも対応した名古屋市内で唯一の協同組合（医療生協）である。この北医療生協では、「わいわい子ども食堂」も2015年から始まっており、全国の医療生協の中でも学習支援・子ども食堂を共に運営する生協として注目されている。そこで、この北医療生協における子どもとの関わりの沿革を遡り、これら活動が持つ意味を確認してみたい^{*13}。

北医療生協は、第5次6ヶ年計画（2003～

2008年度）で、まちづくりの一つとして「安心して子どもを産み、育てることのできるまちづくり」を掲げ、2007年12月にファミリーサポート・プロジェクトを立ちあげている。このプロジェクトは、同生協のくらしの委員会のもとに置かれ、発足時はくらしの委員会委員長（理事）、同じ地域の保育園の保育士、看護部長、診療所看護師（小児科を長期間担当）、組織担当課職員の5名で構成され、まず「にじっこひろば」の開設を呼びかけた。地域に広くサポーターを募集することから活動が始まり、2008年3月には0～3歳ぐらいまでの子どものフリースペースがスタート。北医療生協の施設4ヶ所で毎週開催されることとなり、毎回約100組の親子とサポーター約30名の参加ですすめられ、地域の保育所や児童館の協力も得て運営された。

こうした活動を経て、第6次長期計画（2009～2014年度）で寺子屋学習塾に取り組むことを決定し、丁度、名古屋市の「生活保護世帯の子供の学習サポートモデル事業」の試行実施が2013年に始まり（初年度、北区は対象区域外）、翌2014年に北区も対象地域となったことを受けて応募し、年間上限800万円の補助金を受けて「寺子屋学習塾」を始めた。ここで掲げられた目標は、①子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困の状態にある子どもも健やかに育成される環境を整備する、②教育の機会均等を図るために、子どもの貧困対策を総合的に推進する、③地域に暮らす子どもたちが経済

^{*13} 北医療生協の取り組みに関しては、活動のヒアリングと共に、北医療生協組織担当課の川口美穂による「誰もが“生まれてきてよかった”と思えるまちづくりをめざして」（日本医福連『Review and Research』Vol.8、2016年9月刊）を参照した。なお、北医療生協の「わいわい子ども食堂」に関しては、日本医福連情報誌『com com』2016年5月号、No.585に紹介記事が掲載されている。

生活困窮家庭の子ども支援と協同組合の課題（橋本 吉広）

名古屋市の学習サポート事業の展開

生活困窮者自立支援法施行					
	25年度	26年度	27年度	28年度以降	
※ 生活困窮者世帯の生徒にも拡大					
生活保護世帯生徒（※）	ふれあい学習型（週2回）	中村、中川、緑 北、港、南 西、守山、名東 <small>(未実施: 千種、中、昭和、瑞穂、天白)</small>			
	実施区				全市 一貫的実施
	区数・箇所数 (総定員)	3区(5か所) 50人	6区(11か所) 110人	9区(24か所) 276人	全区(か所拡大) (●拡大)
	対象学年	中学3年生		中学2年生	
	※対象者数(中1~3)	1,150人		中学1年生	
	財源(補助割合)	県(基金)補助金(10/10)		国庫補助金(1/2)	
	実施場所	受託事業者が確保(コミセン、法人ビル、診療所など)			
	受託者	NPO法人3区、一般社団法人2区、生活協同組合1区			
	定員	各10人 → 12人(27年度から)			
	1か所あたりのサポーターの平均人数	4人(チーフ支援員1人含む)			
ひとり親家庭生徒	うち学生サポーターの数	サポーターは主に学生を想定			
	サポーターの報酬額(1人1日)	3,000円+850円(交通費)			
	補習型（週1回）	北、中川、港、緑 <small>(未実施: 千種、東、西、中村、中、昭和、瑞穂、熱田、南、守山、名東、天白)</small>			
	実施区				全市 一貫的実施
	区数・箇所数 (総定員)	4区 (4児童館) 48人		全(16)区 (16児童館+4事業者会場) 192人	●拡大
	対象学年			中学3年生	
	※対象者数(中1~3) 生保重複除く	5,752人		中学2年生	
	財源(補助割合)	国庫補助金(1/2)			
	実施場所	各区児童館 → 児童館+事業者が確保する会場(27年度以降)			
	受託者	NPO法人3区、一般社団法人2区、生活協同組合1区			
施設入所児童	定員	各12人 → 12人又は18人(=8児童館)			
	1か所あたりのサポーターの平均人数	5人(コーディネーター1人含む)			
	うち学生サポーターの数	2人			
	サポーターの報酬額(1人1日)	3,000円+850円(交通費)			
	実施場所	各施設			
	対象学年(対象者数)	小学3年～6年生(約200人)			
	定員	規定なし(希望者)			
事業統合					

出所：名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課（2016年4月）

的理由で学習する場を失うことをなくす、という3点であった。

2014年度は週2回2時間の学習支援を2ヶ所で、2015年度は、会場を北医療生協の本部集会室の他、北区法律事務所の相談室、コープあいのちの店舗に併設した組合員ルームの3ヶ所に拡大し実施された。学習の途中でおにぎりや味噌汁づくりに子どもたちも当番で参加し、一緒につくり一緒に食べる休憩タイムはほっとした交流の機会になっている。サポーターには、大学生・院生（有償）、元教師や現役の教師も参加し、「今日は何を勉強する？」と中学生自身に希望を聞き、得意とする分野のサポーターが基本は一対一で対応することにより、子どもたちも安心でき、学校の教室とは違った温かい居場所になっている。学生サポーターには、わいわい子ども食堂でボランティアをしたり、将来の就職先を探している医学生などもあり、彼らの関わり自体が、北医療生協の将来を拓く可能性も育てている。2016年度からは、「寺子屋学習塾」を卒業した高校生も3名を上限に利用者として受け入れることが市から認められ、学習支援は高校生にも広がっている。北医療生協の組合員が自主活動として第1水曜日の夕方に取り組む「わいわい子ども食堂」も、「生活困窮家庭の子ども」といった垣根を作ることなく、開催前の週に生協組合員が小学校の門前で食堂の開催案内のチラシを配り、当日は子ども200円、大人300円で誰でも参加可能な開かれた場になっている。評判を聞きつけた人からは様々な食材の寄付もあり、またフードバンク（NPO法人セカンドハーベスト名古屋）の協力も得て運営され、地域の居場所になっている。北医療生協の関係者は、生活困窮者に限

定することではなく、地域で生まれ育つ子どもたちと共に受け入れ、共に支え合う関係づくりをすすめることを大事にしている。

このほか、名古屋市内ではみなと医療生協が協力するNPO法人ポトスの部屋による学習支援活動もあるが、行政の支援を受けると制約も生まれるからと、2016年度は自主的な塾としての活動に戻り取り組みを続けている^{*14}。

4. 子ども支援における協同組合の課題

名古屋市の中学生の学習支援事業を見るとA型・B型共に、経済的な理由から塾や予備校に通うことが困難な家庭の中学生であることに着目し、無料で学習支援を行うことで、他の中学生との関係で、高校受験という次の学校への接続に向けた共通のスタート点に立たせることがめざされているように思われ、そのうえで、それぞれの家庭環境の違いから、A型・B型の選択が行われていると考えられる。

そのように中学生の学習支援事業を位置付けると、ではそこを利用する中学生たちが日常通う中学校との関係はどうなっているかが気になる。関係者の説明によると、地元の中学校として、自校の生徒が寺子屋学習塾に通っているかについての情報は基本的に遮断されており、スクールソーシャルワーカーなどが個人的に気になって訪ねてくる程度という「教育と福祉の垣根」の高さに気付かされる。学校の中でさえ教師とスクールソーシャルワーカーとの間に生まれる「教育と福祉の垣根」が指摘されるが^{*15}、学校と家庭の間にある「セミ・パブリック」な教育空間である「寺子屋学習塾」の教育サイドからの認知度は高いとは言えない。しかし、学習支援A型という「寺子屋学習塾」に通い、懸命に「九九」を覚えようとする中学1年生を見ると、彼

^{*14} みなと医療生協が協力するポトスの部屋の活動については、日本医福連情報誌『com com』2014年12月号、No.568に活動紹介が掲載されている。

／彼女たちは、学校の教室でどのような日々を送っているかについて関心を抱かざるを得ない^{*16}。

同時に、仮に事業の目的を、最大公約数とも言える「高校進学への支援」に置くとすると、彼／彼女たちが学習支援に拠って得られる中学校の先に接続される高校教育とはどのようなものなのかも考えないわけに行かない。何のために学習支援を受け、何をめざして高校合格を達成するのか、実現した学習の場としての高校は、いまどうなっているのか。

この問いに実に的確な見通しと課題を提起しているのは、木村元著『学校の戦後史』（岩波書店、2015年）と本田由紀著『教育の職業的意義～若者、学校、社会をつなぐ』（ちくま新書、2009年）である。

本稿での“何のための高校進学なのか”という問い合わせに即し、各著書のポイントを絞り紹介してみる。木村は戦前の教育への反省を踏まえ、憲法、教育基本法に基づく「国家のための教育」から「権利としての教育」へ転換、そして、新学制に基づく学校教育の根幹に「教育の機会均等」があることを強調する。しかし、それを実現する上で、学校と社会

(生活)との間には強烈な抵抗があったことを指摘し、戦後日本で中学校の義務教育制が導入された際、それはアメリカに次ぐ世界で2番目という快挙であり、それだけに、いまだ働き手として期待される子どもたちを労働の現場から切り離し、学校という教育空間に親たちが送り出すことへの同意を得るのは至難の業であったと言う。労働や生活の場で親や親方のもとで働くことを通し「まねぶ」という「学び」を獲得してきた歴史に対し、学校に子どもを集め「教える」ということへの転換は、容易な改革ではなかったと推測される。何よりも、子どもたちは、「教えられる主体」であること以上に「働き手」としての期待を重く背負わされていた。そして、そのような重大な転換が実施可能となったのは、農業社会から産業社会への移行が大きな誘因になったと説明される。つまり、農民の大人たちは、農業の貧しさからの子どもたちの離脱を願い、学校で学ぶことで、子どもたちが産業社会に迎え入れられるという道を選択した。中学校を卒業して都会に出て働く「集団就職」の列車が農村から都市へと子どもたちを送り込んだ。そして経済の高度成長は、中学校から高校への進学率を高め、その先に大学への進学の道が展望されていく。本田は、その際、単線型モデルとして形成された戦後日本の学校教育は、中学校から高校への接続に際しても、高校普通科志向を強め、職業科への差別的とも言える冷遇があったと指摘し、そこで忘れ置かれてきた「教育の職業的意義」の新たな復興を提起している。しかし、この「教育の職業的意義」の軽視は、学校教育の先にある企業側の採用事情とも符合していた。初期は中学・高校・大学への進学という階層性が就職先の階層性へと連動していた。高校・大学では企業が望む即戦力性よりも基礎的学力と企業内での職業訓練・職業教育による陶

*15 鈴木庸裕編著『スクールソーシャルワーカーの学校理解』（ミネルヴァ書房、2015年）

*16 この点に関して、原清治著『若年就労問題と学力の比較教育社会学』（ミネルヴァ書房、2009年）は、教育の市場化、能力別学級編成の進展のなか、刈谷剛彦他著『「学力低下」の実態から調査報告』（岩波ブックレットNo.573、岩波書店、2002年、p.147）において、中学校数学の正解数を従属変数とした重回帰分析を行った結果、正答数にもっとも大きな影響を与えるのは「通塾」であったとの報告を紹介した上で、インタビューにもとづき、塾に通う子どもたちのなかにも「進学エリート」と呼ばれる学力上位の上位層と「偽装 エリート」と呼ばれる学力上位の下位層が形成され、相互に排他的な関係が生まれていること、さらに塾に通っていない中学2・3年生を対象としたインタビューにより、主要五教科の定期テストの平均点数が100点以上（500点満点）の「標準学力層」と100点未満の「学力未定着層」との間に、子どもたちのなかに同様な排他性があり、「学力未定着層」では、もはや上層志向ではなく学力による隔絶（「おれらとは頭のつくりがちゃう」など）があることを指摘している。

治の可能性の養成こそが期待された。経済成長期の激しい人材確保競争のなかで人材の囲い込みを狙う企業は、年功序列賃金や終身雇用制による安定雇用を保障し、仕事に対する賃金である職務給体系より、能力・可能性に対する賃金としての職能給体系を優先させ、「仕事のプロ」の養成を学校教育には求めなかつたと指摘している。高卒・大卒による職業選別機能は、それぞれの進学率の高まりにより徐々に意義を弱め、「大学の大衆化」とも呼ばれる今日の段階にあって、学歴は卒業後の職業的階層性との対応関係を希薄化させている。今日、高校教育でも、大学教育でも「キャリア教育」の重要性が強調されるが、本田は、その「キャリア教育」が求める若者の望ましい「勤労観・職業観」や「汎用的・基礎的能力」の向上という意図は、若者が望む職業選択への接合を保障するものとはならず、一方で非正規雇用やブラック企業の拡大、他方で正社員の長時間労働・成果主義などにより、現実によって裏切られ、若者には不安と混乱をもたらしているとうデータを突き付けていている。

また教育内容に即し、木村は2006年の教育基本法改正を一つの画期として、学力観の転換^{*17}がめざされたことを指摘し、今日では「知識基盤社会」（ドラッガー）に対応できる情報リテラシーやコミュニケーション力が強調されているが、現実は学級崩壊、不登校、保健室登校や、オルタナティブ学校の制度化の広がりなどがあり、さらにこうした現実に対応する努力として、居場所としての学校づくり、スクールカウンセラー（ソーシャルワー

カー）・栄養教諭・外部の専門スタッフなどによる「チーム学校」志向など様々な模索が行われていると紹介している。

以上、やや長い紹介となつたが、これが学校教育の現実である。生活困窮家庭の中学生に対する学習支援が、このような高校教育・大学教育（以上の実態紹介はその一端に留まるが）への接続支援を目的とすると考えるならば、学習支援の場で学習サポーターとして頑張る学生たちや元教員の人々の意欲は、どのように報われることになるのであろう。

そのように現在の学校制度の現状を考えるとき、中学校での教育だけでは高校進学に必要な受験学力が得られず、塾や予備校がその欠落を埋める教育システムになっているなか、その部分を「無料」で保障することが、子どもたちの未来とどう繋がるのかとの問い合わせが湧き上がる。そして、「寺子屋学習塾」でのひとり一人の子どもに寄り添う教育実践を見ると、これこそが求められている前期中等教育の姿ではないか、ここでは地域の人々（元教員を含む）に見守られ、さまざまな経験をもった身近な先輩たちが一人一人の本ものの主体的な理解を後押ししながら展開されている。学校教育によって生まれた「学ぶ」から「教える」への主体転換がもたらしたもの、子ども主体におき戻すには、地域で暮らすこと、家庭や地域の中で働く体験のなかに教育を埋め戻すことが、いま真に必要とされているのではないかと考える。そして、さらに言えば、暮らしの中に働くことが希薄化し、家庭や地域での労働が外部化された今日の生活のありよう自体が問われねばならない。

このような考え方方に立つとき、学習塾経営者による生活困窮家庭の中学生の学習支援と

^{*17}「新学力観」とよばれ、そこでは、「豊かに生きる力」の資質として、「関心・意欲・態度」「思考力」「判断力」が重視され、それに伴って教師の役割は、「指導」ではなく「支援」を行う者として位置付けられ、高水準で格差が少ないものの、子どもの学習意欲や関心が低いことの克服が課題とされた。

は何をめざし、何を実現するのか？果たして、そうした立場にある事業者に子ども自身や親と共に伴走型の総合支援を期待することはできるのだろうか？地域の他団体と共に医療生協が行う取り組みは、制度の枠を超える（「生活困窮」の線引きで利用者を区別しないなど）、住民や地元大学の学生なども参加したまちづくりにつながる可能性をもつ。協同組合が、「子どもの貧困」に立ち向かう一環として、中学生の学習支援に取り組む意義とは、このような今日の学校制度全体、あるいは企業社会の全体像、そしてこれから社会にでる中学生が、社会の中でどんな働き手として、どんな仕事を志向する人に育っていくかについて、むろん時間的な制約や、財政的な制約も視野に入れながら、実践を通していくことではないのかと考える^{*18}。

すでに、フリースクールの公教育としての認知を求める運動が、「義務教育の打開における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律案」という形で議員提案により第191回国会（2016年）に上程される状況も生まれている^{*19}。この法案をめぐっては依然としてフリースクールの認知を求める人々の中でも意見が分かれており、一概に公教育の現

^{*18}先の本田由紀による「教育の職業的意義」の希薄化のなかで、村上龍『13歳のハローワーク』（幻冬社、2003年）、同『新13歳のハローワーク』は、514種類の職業を網羅的に紹介し、改定版では89の職業を追加し、子どもたちに「職業」学習の材料を提供している。同様に、ペリカン社からはシリーズ『○になるにはBOOKs』が職業別に刊行され、職種編137冊、分野編の補巻13冊、別巻4冊（2014年2月現在）が発行されている。小田嶋隆は、内田樹編著『転換期を生きるきみたちへ』（晶文社、年）のなかで「13歳のハドワーク」を分担執筆し、村上龍の前掲書を肯定的に紹介した上で、「職業」を「職種」で説明しきろうとする編集方針に疑問を呈し、現代における「職業観」について、「現代日本の労働者に、職業を問えば、十中八九は、“会社員”ですという答えが返ってくるはずだ」（p.131）との職業観、労働観を提示している。“会社員”という、個別の専門職種性をもたない「ホワイト」カラーが揺らぐ時代に、「教育の職業的意義」をどのように実践的に教え、学べばよいのだろう。

状と切り離れたところで、もう一つの教育を実現することが適切かについては熟慮を要する。しかし、同時に、協同組合の世界で「学校協同組合」「教育協同組合」がヨーロッパでは現存し、公教育の一端を担っているという現実にも、私たちは目をやる必要があるのではないか^{*20}。

名古屋では、1991年に「子どもたちの生協運動研究会」が研究会を重ね、その成果は『飛び出せ!! 子どもコープ』（コープ出版、1995年）として刊行され、そのなかではフレネ教育の研究会にも参加していた木下かよ子が総括者として終章「子どもたちの生協運動のあした」を執筆し、第二部第1章では「子どもたちの生活学習と子どもコープ」を佐藤正和（当時、三重大学教授）が、第5章では「子ども・教育協同組合の展望」を近藤正春（当時、名古屋短期大学教授）が執筆している。

またこの研究会のなかでは、戦前の産業組合の時代に、昭和8年の産業組合中央会の「産業組合拡充5ヶ年計画」のなかで、「7産業組合精神ノ普及徹底（1）（2）略、（3）小学校、補習学校等ニ於イテ模擬産業組合ヲ設置セシメ産業組合ニ間スル実地教育ヲ為サシムルコト」の方針が示され、また戦争への足音が高まる昭和11年の段階で、「産業組合教区及び宣伝に関する事項」として「四、組合員及大衆教育ニ関スル事項 1～6（略）7. 小学校と連絡して児童に対し一層産業組合の精神並知識の普及を図ると共に模擬購買組合の設置並経営に対して援助を為すこと」の方策も

^{*19}不登校の子どもの学校外の学びの支援、夜間中学校等の学びの機会の充実などを盛り込んだ「教育機会確保法案」についての国会審議（第191回国会）が2016年11月16日再スタートし、「22日に衆議院本会議で可決され今国会で成立する見通し強まった」と報道されている（朝日新聞2016年11月23日朝刊）。

^{*20}『欧洲協同組合レター 特集 学校協同組合：協同組合の価値を教育制度に反映』（JA総研・CRI共同2010年）参照。

示されていることを確認した^{*21}。さらに戦後も、子ども達に対する金銭教育の一環として、村々にあった農協が受け皿となった子供協同組合が各地（少なくとも1995年時点では島根県）で存在していたことも確認できた。

私たちは、いま「子どもの貧困」に協同組合が立ち向かう際に、貧困がなぜ生まれているのかという根本に立ち返ったラディカルな問いかけとそれに対応するに相応しい教育実践に取り組むことが肝要ではないかと考える。

以上、粗雑な結論ではあるが、実践の進捗の中で全国的な交流と研鑽をすすめ、教育における協同組合を立ち上げる可能性を考えていいく一步としたい。

※本稿は、日本協同組合学会第36回大会（2016年、北海道大学）での橋本の報告原稿をもとに加筆修正したものである。

^{*21}『産業組合中央会史』(全国農業協同組合中央会、1988年12月1日)

生活困窮家庭の子ども支援と協同組合の課題（橋本 吉広）

日本労働者協同組合（ワーカースコープ）連合会 【2016年度 生活困窮者関連事業実績】
自立支援事業実績 （生活保護受給者・生活困窮者・障害者自立支援）

	自治体名	事業名	法人
1	北海道旭川市	就労準備・被保護者就労準備・学習	北海道労協
2	北海道小樽市	相談（就労支援のみ）・就労準備	ワーカースコープ
3	北海道江別市	就労準備	ワーカースコープ
4	北海道苫小牧市	家計、就労準備、一時生活	ワーカースコープ
5	北海道石狩振興局	相談・一時生活支援	ワーカースコープ
6	北海道胆振振興局	相談・一時生活支援・学習	ワーカースコープ
7	北海道後志振興局	相談・一時生活支援	ワーカースコープ
8	北海道上川振興局	学習	ワーカースコープ
9	北海道宗谷振興局	学習	ワーカースコープ
10	北海道十勝振興局	学習	ワーカースコープ
11	北海道空知振興局	学習	ワーカースコープ
12	北海道日高振興局	学習	ワーカースコープ
13	青森県八戸市	学習・就労準備・被保護者意欲喚起	ワーカースコープ
14	青森県三戸地域	相談・学習	ワーカースコープ
15	青森県中南地域	相談・学習	ワーカースコープ
16	山形県庄内北部（遊佐町・庄内町）	就労準備	労協センター事業団
17	山形県庄内南部（三川町）	就労準備	労協センター事業団
18	山形県山形市	就労準備	労協センター事業団
19	宮城県（北部圏域）	相談・就労準備	ワーカースコープ
20	宮城県大崎市	相談	ワーカースコープ
21	宮城県登米市	相談・就労準備・被保護者就労	ワーカースコープ
22	宮城県気仙沼市	相談	ワーカースコープ
23	宮城県気仙沼市	相談	ワーカースコープ
24	新潟県新潟市	就労準備	労協センター事業団
25	神奈川県（足柄）	就労準備・被保護者就労準備	ワーカースコープ
26	埼玉県	就労準備・（被保護者就労支援）	ワーカースコープ
27	埼玉県和光市	相談・就労準備・学習	ワーカースコープ
28	埼玉県越谷市	相談・被保護者就労支援	ワーカースコープ
29	埼玉県深谷市	相談	ワーカースコープ
30	埼玉県志木市	相談・家計	ワーカースコープ
31	埼玉県川口市	相談（就労支援のみ）就労準備・被保護者	ワーカースコープ
32	埼玉県川越市	相談・就労準備・家計・一時生活支援	ワーカースコープ
33	埼玉県ふじみ野市	相談・就労準備・（被保護者就労・住居・職業訓練）・学習	ワーカースコープ
34	埼玉県桶川市	就労準備・被保護者	ワーカースコープ
35	埼玉県鶴ヶ島市	就労準備・被保護者	ワーカースコープ

36	埼玉県秩父市	就労準備・被保護者	ワーカースコープ
37	埼玉県八潮市	相談	ワーカースコープ
38	埼玉県入間市	就労準備	ワーカースコープ
39	栃木県那須塩原市	学習	ワーカースコープ
40	千葉県千葉市	相談・就労準備(被保護者就労意欲喚起) 家計・一時生活	ワーカースコープ
41	千葉県野田市	学習	ワーカースコープ
42	千葉県浦安市	学習	ワーカースコープ
43	千葉県鎌ヶ谷市	学習	ワーカースコープ
44	千葉県富里市	相談・就労準備・家計	ワーカースコープ
45	千葉県習志野市	相談・家計・学習	ワーカーズコープちば
46	千葉県柏市	就労準備	ワーカースコープ
47	東京都板橋区	相談・住宅・家計	ワーカースコープ
48	東京都江東区	学習	ワーカースコープ
49	長野県松本市	就労準備	労協ながの
50	長野県中西部(3市6町12村)	就労準備	労協ながの
51	愛知県岩倉市	相談	ワーカースコープ
52	静岡県富士市	学習	ワーカースコープ
53	滋賀県草津市	就労準備	労協センター事業団
54	京都府京丹後市	就農準備支援	労協センター事業団
55	兵庫県	相談・就労準備	労協センター事業団
56	岡山県岡山市	就労準備・学習	ワーカースコープ
57	岡山県倉敷市	学習	ワーカースコープ
58	鳥取県	中間的就労の場の創出と有効活用促進(その他事業)	ワーカースコープ
59	鳥取県(中部圏域)	就労準備・被保護者	ワーカースコープ
60	鳥取県北栄町	相談	ワーカースコープ
61	鳥取県智頭町	就労準備・被保護者	ワーカースコープ
62	鳥取県岩美町	就労準備・被保護者	ワーカースコープ
63	鳥取県倉吉市	就労準備・被保護者	ワーカースコープ
64	鳥取県若桜町	就労準備・被保護者	ワーカースコープ
65	鳥取県八頭町	就労準備・被保護者	ワーカースコープ
66	鳥取県琴浦町	相談(支援員のみ)	ワーカースコープ
67	山口県山陽小野田市	就労準備	ワーカースコープ
68	山口県宇部市	相談(就労支援のみ)・就労準備・被保護者	ワーカースコープ(コンソーシアム)
69	高知県高知市	一時生活支援	高知県高齢者協同組合
70	福岡県	学習	ワーカースコープ
71	宮崎県宮崎市	就労準備・学習	ワーカースコープ
72	長崎県長崎市	学習	ワーカースコープ
73	長崎県大村市	学習	ワーカースコープ
74	大分県	就労準備	ワーカースコープ

生活困窮家庭の子ども支援と協同組合の課題（橋本 吉広）

75	大分県	就労訓練事業者促進事業（その他事業）	ワーカースコープ
76	大分県臼杵市	就労準備	ワーカースコープ
77	大分県杵築市	就労準備	ワーカースコープ
78	大分県国東市	就労準備	ワーカーズコープ
79	大分県佐伯市	就労準備	ワーカーズコープ
80	大分県由布市	就労準備	ワーカースコープ
81	熊本県熊本市		ワーカースコープ
82	鹿児島県	就労準備	ワーカースコープ(コンソーシアム)
83	鹿児島県日置市	学習 学習 学習 学習	ワーカースコープ
84	沖縄県名護市	就労準備	ワーカースコープ
85	沖縄県東村		ワーカースコープ

2015年度医療福祉生協がとりくむ子ども支援

生協名	生協数	内 容
子育てサークル	14	<ul style="list-style-type: none"> ・水泳チーム「城南ドルフィン（会員150人）」（城南保健生協） ・子育て支援サークル「たすけっとクラブ」（富山医療生協） ・事業所活用で「にじっこひろば」100組前後の参加（北医療生協） ・高齢者がボランティアとして参加（阪神医療生協） ・あかちゃんマッサージから子育て応援快食会、ママカフェ、キッズクラブと継続的な参加ができる企画（岡山医療生協） ・「コープのびのびクラブ」子どもと子育て世代と交流（広島中央保健生活協同組合） ・児童リハを通して父兄会サークル、専門職による相談会（出雲医療生協）
学習支援（無料学習塾など）	28	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育に57名、冬はスキー教室など実施（新潟医療生協） ・前橋市教育委員会や就学援助世帯比が高い小学校と連携し、「ひろせ川教室」（群馬中央医療生協） ・医学生委員会と地域活動部で実行委員会をつくり、子ども無料塾、近隣の小学校校長と懇談し協力を得た（栃木保健生協） ・学習サポート「きずな塾」、地域のボランティアセンターと協同で入学用品援助（長野医療生協） ・小中学生を対象に学習支援と居場所づくり、組合員がおやつを作り、元教員が学習や遊び支援、社会福祉協議会や地域の協力（医療生協さいたま） ・貧困世帯の学習支援を行っているNPO法人に会場の提供やボランティアとして協力（みなと医療生協） ・学習塾が子どものたまり場となっている、親世代とのつながり（みえ医療福祉生協） ・法人全体的に子ども支援チーム立ち上げ、支部センターで実施（医療生協かわち野） ・元教員や生協役員を中心に「夏休み子ども宿題応援隊」（広島医療生協） ・子育て教室やびょういん探検隊（子ども保健学校）（奄美医療生協）
食事会（子ども食堂など）	16	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所利用者の子ども、家庭向けに調理実習など（きらり健康生協） ・高齢者中心の食事会へ子連れでの参加をPR（目黒医療生協） ・地域の団体と協同（北医療生協）
その他	9	<ul style="list-style-type: none"> ・支部行事で子どもも向け企画（みやぎ県南医療生協） ・子ども班会や食育、皆の遊び（北毛保健生協） ・組合員活動交流会で、親と子のサロン（川崎医療生協） ・親子で楽しもう班会（大阪くづがわ生協） ・子育て世代がインターネット上で情報交換や交流ができイベントの案内を行う、「へいわこどもクラブ」（香川医療生協）

2015年活動資料集より一部抜粋（資料集は年度末調査で会員生協より報告があったものを掲載）